

盛岡広域振興局長告示第50号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年4月12日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031211507411	J A新しいわて岩手町指定障害福祉サービス事業所	岩手郡岩手町大字五日市12地割60番地2	平成23年3月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031211507412	J A新しいわて岩手町指定障害福祉サービス事業所	岩手郡岩手町大字五日市12地割60番地2	平成23年3月1日